

鴨川市参事に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第22号

鴨川市参事に関する規則

(設置)

第1条 重要施策を総合的かつ実効的に推進するため、市長の事務部局に参事を置く。

(事務)

第2条 参事は、上司の命を受け、次項に規定する所管する課の次の事務を行うものとする。

- (1) 重要な政策事項についての調査及び研究
- (2) 重要な政策事項を決定するための総括的な調整
- (3) 政策情報の収集整理及び分析

2 参事の担当は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の右欄に掲げる課等の事務を所管する。

担当	事務を所管する課等
総務担当	企画政策課 総務課 財政課 税務課 危機管理課 市民生活課 健康推進課 福祉課 子ども支援課
建設経済担当	環境課 衛生センター 農林水産課 商工観光課 都市建設課 スポーツ振興課

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。